

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四二七号

平成十四年十二月十日

(火曜日)

目次

告示 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	一
結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定	(薬事衛生課)	二
結核予防法の規定による指定医療機関の辞退	()	二
土地改良事業変更計画書の縦覧	(農村整備課)	二
土地改良事業計画書の縦覧	()	二
換地計画書の縦覧	()	三
解除予定保安林(二件)	(森林整備課)	三
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	三
道路の区域の変更	(道路整備課)	四
道路の供用開始	()	六
公告 平成十四年度島根県林業改良指導員資格試験の合格者	(林業管理課)	七

告示

島根県告示第二十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 かしま福祉会	通所介護	デイサービスあ とむ苑	八束郡鹿島町北 講武字堀部八 五・五	平成十四年十二 月一日
医療法人 出雲 勤労者健康管理 協会	通所介護	にし出雲訪問看護 ステーションたん ぼぼ 通所介護・ コスモス	出雲市知井宮町 二三八番地	平成十四年十二 月一日
株式会社 コム ス	訪問介護	株式会社 コムス ン 出雲ケアセン ター	出雲市大津町朝 倉七八八・二	平成十四年十二 月一日

島根県告示第三十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
飛田 正敏	整形外科	大田市立病院	大田市大田町吉永一 四二八・三	平成十四年十一 月二十七日

澤田ちづ子	内科	松江生協リハビリテーション病院	松江市佐草町四五六	"
能美 尚	整形外科	能美クリニック	浜田市天満町一一	"

島根県告示第千三十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第二十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
いしいクリニック	松江市古志原六丁目一〇・三六	平成十二年五月一日

島根県告示第千三十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第二十六条第四項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
いしいクリニック	松江市古志原六丁目一〇・三六	平成十二年四月三十日

島根県告示第千三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市土地改良区	西光坊地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	出雲市役所

島根県告示第千三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡八雲村土地改良区	通礼地区農道舗装事業（がらんばる島根農林総合事業…小規模土地基盤整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	八雲村役場

島根県告示第千三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、簸川郡湖陵町土地改良区理事長から大山地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるべし。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年十二月十日から二十一日間

三 縦覧の場所

湖陵町役場

島根県告示第千三十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

出雲市浜町字内藤川添二一八二の一五三（国有林）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

島根県告示第千三十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

出雲市浜町字内藤川添二一八二の一五四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第千三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

出雲市

二 事業の種類

出雲市川跡コミュニティセンター集会室増築事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県出雲市荻杼町地内

ロ 使用の部分

四 事業の認定をした理由

なし

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

出雲市川跡コミュニティセンター集会所増築事業(以下「本件事業」といふ。)は、土地収用法(以下「法」といふ。)第三条第二十二号に掲げる「社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)による公民館」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般会計及び基金により既に財源措置を講じているので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる利益は、各種団体の会合等のまちづくり活動の活性化、軽スポーツ等の実施による住民の健康・体力の増進、住民各層の様々なニーズに対応した研修活動及び文化・芸術創作活動の発展並びに住民相互の交流の場として活用されることによるコミュニティ意識の深化等である。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果これらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、コミュニティセンターの施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、近年の人口増加やますます高まる生涯学習熱等によりコミュニティセンターの利用が著しく増加しており、現在の集会所ではコミュニティセンター事業の展開に支障が生じる状況となっていること及び住民や諸団体からも新集会所増築について強い要望が継続的に出されていることから早急に施行されるべき事業であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第千三十九号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道	路	の	区	域	管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区	間	前	後	敷地の幅員	延長	道路改良工事
				変更前	別の	メートル 一〇・〇〇〇	メートル 二〇一・五〇	
						メートル 一五・五〇		

"												県	一般国道				
斐川一畑大社線												道	百八十六号				
平田市小伊津町字草井谷九四三番一地从先から同字九四三番九地先まで			平田市小伊津町字上菅澤九五二番一地从先から同町字草井谷九四三番一地从先まで			平田市小伊津町七八番一地从先から同町字上菅澤九五二番一地从先まで			飯石郡三刀屋町大字神代三五七番二地从先から同大字三六四番一地从先まで			飯石郡三刀屋町大字神代四九三番三地从先から同大字三五七番一地从先まで			那賀郡金城町大字上原四〇八番四地从先から同大字三四五番四地先まで		
前	後			前	後	前	後	前	後	前		後					
	C	B	A	A					B	B	A						
五・〇〇〇 六・〇〇〇	五・〇〇〇 五・五〇〇	七・〇〇〇 一・二・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	一・二・〇〇〇 二・九・〇〇〇	五・〇〇〇 七・〇〇〇	二・三・〇〇〇 三・〇・〇〇〇	二・三・〇〇〇 三・三・五〇〇	二・四・五〇〇 五・五・〇〇〇	二・四・五〇〇 五・五・〇〇〇	二・五・〇〇〇 一・四・〇〇〇	一・一・五〇〇 二・七・〇〇〇					
七五・〇〇〇	八五・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	四六・〇〇〇	四六・〇〇〇	一・二・三・五〇〇	一・二・三・五〇〇	一・九・〇・〇〇〇	一・九・五・二〇〇					
出雲土木建築事務所									木次土木建築事務所			浜田土木建築事務所					
"	仮設道設置			トリプルウェイ			"	拡幅	"	一部町道移管			拡幅				
	上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。			"					上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管								

公 告

平成十四年度島根県林業改良指導員資格試験の合格者は次のとおりである。
平成十四年十二月十日

岡村 真吾	橋本 政樹	上村 高弘	狩野 政実	伊達 雅宏	長谷 潔
中司 涼子	吉川由希子				
			島根県知事	澄 田 信 義	

県 道	湖陵掛合線	簸川郡佐田町大字反辺一〇二番二地先から同 大字一―二五番二地先まで	一三二・〇〇	"	出雲土木建築事務所
"	羽須美大和線	邑智郡大和村大字都賀西七七八番二地先から同 大字一〇番三地先まで	六一・〇〇	平成十四年十二月 十六日	川本土木建築事務所
"	日貫川本線	邑智郡石見町大字日貫一〇〇番一地先から同 大字三八五四番一地先まで	一四一・〇〇	平成十四年十二月 十三日	"

平成十四年十二月十日印刷
平成十四年十二月十日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行